

.....  
平成14年 第3回 9月(定例)中間市議会会議録(第4日)

平成14年9月27日(金曜日)

.....  
議事日程(第4号)

平成14年9月27日 午前10時00分開議

- 日程第 1 認定第 1 号 平成13年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第 2 号 平成13年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 3 号 平成13年度中間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 4 号 平成13年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 5 号 平成13年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 6 号 平成13年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 7 号 平成13年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 8 号 平成13年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 9 号 平成13年度中間市水道事業会計決算認定について
- 日程第10 認定第10号 平成13年度中間市病院事業会計決算認定について  
(日程第1~第10 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 第38号議案 平成14年中間市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第12 第39号議案 平成14年中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第2号)
- 日程第13 第40号議案 平成14年中間市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)  
(日程第11~第13 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第14 第45号議案 中間市道路線の廃止について
- 日程第15 第46号議案 中間市道路線の認定について
- 日程第16 第47号議案 中間市道路線の変更について  
(日程第14~第16 委員長報告・質疑・討論・採決)

- 日程第17 議員提出議案 中間市議会の議員の定数を定める条例  
第 2 号  
(日程第17 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第18 請願第1号 固定資産税減免に関する請願取り下げの件  
(日程第18 採決)
- 日程第19 意見書案 「国民の健康、食品の安全性を確保」するための意見書  
第15号  
(日程第19 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第20 意見書案 「金融アセスメント法」の制定を定める意見書  
第16号  
(日程第20 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第21 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(22名)

1番 岩崎 三次君	2番 中家多恵子君
3番 井上 久雄君	4番 植本 種實君
5番 山本 慎悟君	6番 野村 重利君
7番 山本 貴雅君	8番 宮下 寛君
9番 青木 孝子君	10番 久好 勝利君
11番 佐々木正義君	12番 堀田 英雄君
13番 福田 一則君	14番 山之内 智君
15番 香川 実君	16番 古野 嘉久君
17番 岩崎 悟君	19番 上村 武郎君
20番	21番 片岡 誠二君
22番 米満 一彦君	23番 穴井光午郎君
24番 杉原 茂雄君	

欠席議員(1名)

18番 須本 武雄君

欠 員(1名)

説明のため出席した者の職氏名

市長	・	・	・	・	大島 忠義君	助役	・	・	・	・	松下 俊男君
収入役	・	・	・	・	藤井 紅三君	教育長	・	・	・	船津 春美君	
総務部長	・	・	・	・	上田 献治君	市民経済部長	・	・	勝原 直輝君		
民生部長	・	・	・	・	岡部 数敏君	建設部長	・	・	村田 育男君		
教育部長	・	・	・	・	工藤 輝久君	水道局長	・	・	小南 哲雄君		
市立病院事務長	・	田中 茂徳君	消防長	・	・	・	・	・	中村 忠雄君		
秘書課長	・	・	・	・	白尾 啓介君	企画課長	・	・	行徳 幸弘君		
総務課長	・	・	・	・	鳥井 政昭君	財政課長	・	・	牧野 修二君		
人権推進課長	・	・	・	・	中村 次春君	健康増進課長	・	・	柴田 芳夫君		
社会福祉課長	・	・	・	・	伊東 久文君	介護保険課長	・	・	是永 勝敏君		
管理課長	・	・	・	・	柎野 広行君	下水道課長	・	・	須澤 広則君		
営業課長	・	・	・	・	原田 慶雄君						

事務局出席職員職氏名

局長	中木 陸君	次長	渡辺 恭男君
書記	赤木 良一君	書記	末廣 誠君
.....			

午前10時00分開議

議長（岩崎 三次君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は22名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

.....

日程第 1 . 認定第 1 号

日程第 2 . 認定第 2 号

日程第 3 . 認定第 3 号

日程第 4 . 認定第 4 号

日程第 5 . 認定第 5 号

日程第 6 . 認定第 6 号

日程第 7 . 認定第 7 号

日程第 8 . 認定第 8 号

日程第 9 . 認定第 9 号

日程第 10 . 認定第 10 号

議長（岩崎 三次君）

これより日程第1、認定第1号から日程第10、認定第10号までの決算認定10件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。まず、山本総務文教委員長。

総務文教委員長（山本 慎悟君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号平成13年度中間市一般会計歳入歳出決算認定のうち、総務文教委員会に付託されました所管部分並びに認定第8号平成13年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、一般会計全体では5億8,900万円の黒字で、単年度収支におきましても2,100万円の黒字となっております。これは、投資的経費が減少したこと、退職手当等の人件費が減少したこと、歳入における市税の伸び等が主な要因です。しかしながら、低迷する景気は、依然として回復する気配を見せておらず、今後は、歳入の伸びは期待できず、市税等の収納率の向上等による財源の確保や、経費全般についての節減、合理化を図るとともに、財源の重点配分と経費のより一層の効率化を図らなければならない厳しい状況にあると言えます。

当委員会所管の一般会計の歳出から申し上げますと、人件費や物件費を中心とした経常的経費が主なものです。

経常経費以外では、各会計への繰出金13億9,800万円、基金への積立金9億

9,700万円が主なものであります。

主な事業としましては、高度情報化社会に対応するため、職員、市民に対するIT講習の実施、旧産炭地域の活性化事業として、JR九州篠栗線筑豊本線電化複線化事業、防災関連事業としての吉田ボタ山防災事業が行われております。

なお、JR九州篠栗線筑豊本線電化複線化事業については、13年度で事業が完了しております。

また、地域インターネット導入促進事業が行われており、全額が繰越明許費とされておりますことから、14年度中に事業の実施がなされているところです。

さらに、任期満了に伴う参議院議員通常選挙並びに前市長の逝去に伴い、市長及び市議会議員補欠選挙が実施されております。

審査の中で、委員から、地域インターネット導入促進事業について質問があり、執行部から、各種行政情報の提供、例えば、インターネット上で家庭から市内各施設の使用状況照会や利用予約を行うこともできるようになります。しかし、一般家庭でのインターネット利用環境が十分に整っていないことから、市役所及び「ハーモニーホール」「ハピネスなかま」において、タッチパネル方式のキオスク端末を設置し、手軽に行政情報、市内各施設の利用状況の照会等が行えるようにするものです。

さらに、本事業の進捗状況は、9月中に、本庁及び各施設へのハードウェアの設置を完了させ、10月の仮稼働、11月の本稼働を目指し、準備を進めています、との回答がっております。

次に、消防関係では、広域的な大規模地震災害発生時に消火栓が広範囲に使用不能となることを想定し、年次計画として、市内要所へ防火水槽を設置しており、13年度には、通谷6丁目地内に防火水槽が設置されております。

さらに、著しい救急業務の増大と救急業務高度化に対応し、一層の救命率の向上を目指し、本市で2台目となる高規格救急自動車が購入され、救急救命士1名の育成がなされております。

教育関係では、小中学校の教育環境の整備、充実のため、小学校は職員室に、中学校はパソコン教室に、それぞれ空調機器が整備され、さらに、北小学校の外壁補修工事及び屋内運動場改修工事も行われております。

また、北海道での「キラキラなかまっ子」自然体験学習事業、オーストラリアでの「フレンドリーなかま」国際交流事業、「総合的な学習の時間」推進事業等が、いきいき教育特別推進事業として行われております。

審査の中で、委員から、中学校における地域学習教室の実施状況について、学校内で行えないのか、今後も継続していくのかとの質疑があり、執行部から、中学校においては、部活動や生徒会活動等で放課後の学習指導が難しい状況です。13年度においては、事業縮小のため回数を減らしておりますが、今後は、学校内での実施や家庭学習の支援等、全

生徒を対象とした事業として切りかえていくようにし、さらに縮小を図っていきたいと考えています、との答弁がありました。

次に、歳入の主なものを申し上げます。

地方交付税は、普通交付税が52億6,500万円、特別交付税が10億1,200万円の収入で、対前年度比4.3%の減額となっております。

また、市税では、前年度に比べ6,000万円の収入増となっております。その主な理由は、国税更正による個人市民税の増収及び土地の評価額と課税標準額の差を埋めるための負担調整による固定資産税、都市計画税の増収によるものです。

利子割交付金は、2億900万円で、高金利時代の郵便貯金等の満期が12年度から13年度に集中したことにより、前年度と同様に収入増となっております。

討論において、委員から、今までと比べて是正がなされているとの説明はあったが、一部の生徒・児童のために、同和教育が事実として行われている13年度の決算には反対します、との意見がっております。

最後に、平成13年度中間市公共用地先行取得特別会計について申し上げます。

平成13年度も新たな公共用地の先行取得は行われておらず、歳入歳出ともゼロ円となっております。

以上の審査の後、採決をいたしましたところ、一般会計は賛成多数で、公共用地先行取得特別会計につきましては、全員の賛成でいずれも認定すべきと決しました。

よろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

議長（岩崎 三次君）

次に、福田民生経済委員長。

民生経済委員長（福田 一則君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号、13年度中間市一般会計歳入歳出決算のうち、民生経済委員会に付託されました所管部分並びに認定第2号特別会計国民健康保険事業、認定第3号老人保健特別会計、認定第6号住宅新築資金等特別会計、認定第7号介護保険事業特別会計、認定第10号病院事業会計の各歳入歳出決算について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず初めに、一般会計決算について、その概要を申し上げます。

社会福祉費、児童福祉費、生活保護費を合わせた3款民生費の歳出決算額は61億8,000万円で、一般会計歳出総額の35.2%を占め、前年度に比べ9億8,000万円の減となっております。

これらの内訳について、社会福祉費23億3,300万円の主なものは、職員人件費3億2,000万円、国民健康保険会計繰出金2億9,300万円、老人保健会計繰出金3億1,900万円、介護保険会計繰出金3億7,300万円、地域総合福祉会館費

4,300万円、各種入所措置費等の扶助費6億6,700万円であります。

前年度より11億7,000万円減少した主な要因は、地域総合福祉会館建設費12億8,000万円が完成のための減少によるものであります。

児童福祉費13億2,000万円の主なものは、職員人件費3億3,700万円、児童措置費6億5,800万円、児童福祉施設費1億7,600万円などで、前年度より増加したものは、児童手当法の改正により、所得制限額の引き上げで3,100万円増加したことによるものであります。

委員から、保育料の滞納についての質疑があり、滞納額が一定額を超えれば退園させるべきではないかとの意見や、執行部から、公立保育所分については、園で徴収することも検討しているとの答弁がっております。

生活保護費25億2,500万円の主なものは、職員人件費1億5,600万円と扶助費23億5,800万円であります。

前年度に比べると1億1,700万円増加していますが、これは、受給者の高齢化等により医療扶助費、介護扶助費の増加が主な要因となっております。なお、被保護世帯数885世帯、人員数1,423人で、前年度より世帯数で3世帯増加、人員で4人増加しております。

委員から、不正受給の有無について質疑があり、執行部より無届けの就労による不正受給の返還金と年金の遡及受給による返還金の合計が865万円であるとの説明がっております。

続いて、保健衛生費、清掃費を合わせた4款衛生費の歳出決算額は13億1,600万円で、歳出総額の7.5%を占め、前年度に比べ1億2,000万円の減少となっております。

これらの内訳について、保健衛生費3億8,300万円の主なものは、職員人件費7,800万円、病院事業会計繰出金1億4,400万円、合併処理浄化槽設置等補助金1,500万円、健康診査等の各種検診委託料7,600万円となっております。

委員から、市民の健康を保持するということで、予防医療の中で何か新しい取り組みがなされたか、との質疑に対し、執行部より、保健師については、事務職を兼ねながら訪問指導を行うなど、限られた人数ではあるが、13年度については、母子保健事業で妊婦対象の母親学級及び離乳食教室の実施回数の増と3歳児健康診査に臨床心理士を配置するなど事業の内容充実を図っております。また、プライバシーとの問題もあるが、健診データを蓄積するなど受診者のデータ化に取り組むことを考えています、などの説明がありました。

総務費の戸籍住民基本台帳費では、住民基本台帳ネットワークシステム導入委託料等1,600万円となっております。

委員から、住基ネットで何かあった場合、停止することを検討しているのかとの質疑に

対し、執行部より、住民基本台帳ネットワークシステムの個人情報等が侵害された場合、住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティー会議に図り、同ネットワークシステム緊急時対応計画書に基づきネットの接続を切るといった規定を設けているとの説明がっております。

清掃費 9 億 3,300 万円の主なものは、遠賀・中間地域広域行政事務組合等負担金 9 億 400 万円であります。

前年度より 1 億 3,700 万円減少したのは、広域事務組合に対する負担金が 3,600 万円増加したものの、13 年度より宮田町外 3 町じんかい処理施設組合に対する不燃ごみ処分委託を遠賀・中間地域広域行政事務組合に移行したため、委託料が 1 億 5,800 万円減少したこと等によるものであります。

続いて、6 款農林水産業費の歳出決算額は 6 億 7,400 万円で、歳出総額の 3.8% を占め、前年度に比べ 5 億 5,900 万円の増加となっております。

歳出の主なものは、吉原川護岸整備工事を初め、農業用排水路改良工事費等の工事請負費 3,700 万円、岩瀬曲川井堰及び中底井野地区のかんがい揚水施設を今後市が維持管理を行っていく費用として、維持管理基金積立金として 5 億 6,600 万円が積み立てられております。

続いて、7 款商工費の歳出決算額は 1 億 6,700 万円で、歳出総額の 1.0% を占め、前年度に比べ 8,900 万円の増加となっております。

委員から、同和関係の支出について、改善は見られるものの、こすもす保育園における解放保育研修の旅費の支出等、いまだ是正されていないなどの意見がありました。

次に、特別会計について報告いたします。

最初に、国民健康保険事業につきましては、歳入決算額 4 億 1,800 万円、歳出決算額 4 億 2,400 万円で、歳入歳出差引歳入不足額 1 億 9,500 万円となっております。前年度より歳入で 2 億 7,400 万円、歳出で 3 億 4,100 万円の増加となっております。

収入済み額の主なものは、国民健康保険税 1 億 2,800 万円、国庫支出金 1 億 9,900 万円、療養給付費交付金 8 億 500 万円となっております。このうち、保険税の収入状況は、現年度分の徴収率が 91.7% で、未済額が 1 億 1,200 万円、滞納繰越分の徴収率が 7.7% で、未済額が 4 億 4,700 万円、合計で 5 億 6,000 万円の収入未収額となっております。

支出済み額の主なものは、保険給付費 2 億 7,800 万円で、総事業費の 57%、老人保健拠出金 1 億 200 万円で 32% などが主なものであります。

また、13 年度の加入者数とその割合は、市の人口 4 万 8,882 人に対し、被保険者数 1 万 8,415 人で、37.7% を占め、前年度より 529 人、率にして 3.0% の増加となっております。また、全世帯数 1 万 9,142 戸に対し、9,917 戸が加入し、その割

合は51.8%となっております。

また、国民健康保険被保険者数1万8,415人のうち、老人保健対象者数は6,219人で33.8%を占めております。

委員から、13年度当初に赤字解消の計画を立てたというものの、赤字がふえているし、収納率を見ても、何をしていたのかと言わざるを得ないなどの意見や、また、保険税を今後どうするかということを考える前に、今の医療費の支出を下げることについて、予防医療を初め市民の健康を保持するための何か努力をしたのかということについて具体的なものが見られないなどの意見、さらには、国保会計の赤字については、一般会計の財政改革によって、一般会計から国保会計への繰り出しが可能となる、低所得者層への減免についても検討すべきであるし、保険税の値上げなど考えるべきではないなどの意見がありました。

次に、老人保健特別会計につきましては、歳入総額63億4,400万円、歳出総額62億6,700万円で、歳入歳出差し引き7,700万円の黒字となっております。これは、医療費負担金などの精算が翌年度に行われることによるものであります。

また、市の人口4万8,882人に対し、70歳以上の対象者数は7,725人で、割合は15.8%となっております。

老人保健受給者数は、対前年比で5.5%の増、医療費は7.3%の増で、これは、年々高齢化が進むことにより増加しているものと考えられます。1人当たりの医療費給付額は、年間83万5,000円となっており、対前年比で1.7%の増加となっております。

次に、住宅新築資金等特別会計につきましては、歳入総額3,200万円、歳出総額5億3,800万円で、歳入歳出差引歳入不足額5億500万円となっております。

なお、貸し付けについては、昭和42年から昭和61年までに488人に対し740件の貸し出しが行われております。また、貸付総額は元金で14億7,900万円、貸付利子で3億1,200万円となっており、13年度末までに5億5,100万円が未収金として残っております。

なお、執行部から、貸付件数740件、488人に貸し出しを行っており、収納の内訳としては、全額償還済み額が385件、6億2,100万円、滞納しないで支払っている償還済み額は、10件で4,500万円、滞納している者の償還済み額は318人で4億700万円となっており、同和対策が終了したことから、今後、全世帯について洗い直しを行い、法的にどこまで徴収できるのか、また、保証人についても再度調査を行うこと。そして、償還は、平成23年度まであり、赤字予想額は6億5,000万円程度であることなどの説明がありました。

委員から滞納について、個別にきちんと徴収するようにとの要望がっております。

次に、介護保険事業特別会計につきましては、歳入決算額22億3,500万円、歳出決算額22億400万円で、歳入歳出差引額3,000万円となっております。

収入済み額の主なものは、介護保険料2億8,700万円、国庫支出金5億1,700万円、支払い基金交付金6億5,500万円、繰入金4億6,300万円、県支出金2億4,600万円となっております。

介護保険事業の支出の主なものは、保険給付費19億8,300万円で、支出の90%を占めております。被保険者数は、前年度より5%増加に対し、申請者数は17%、認定者数は15%増加となっております。

また、65歳以上の高齢者数は1万1,039人で、高齢化率22.6%となっており、前年度より348人、0.9%の増加となっております。

要支援、要介護認定の状況につきましては、居宅介護者1,434人のうち要支援数379人で26.4%、要介護度1、409人で28.5%、要介護度2は263人で18.3%、要介護度3は131人で9.1%、要介護度4につきましては112人で7.8%、要介護度5については140人で9.8%となっております。

以上は、介護度別の認定状況であります。実際の介護サービス利用状況では、認定者全体の利用率は53.4%となっております。

また、施設入所の状況は、合計293人で、その内訳は、特別養護老人ホーム113人、老人保健施設132人、療養型病床群につきましては48人となっております。

委員から、保険料、利用料の負担が重過ぎる、低所得者層への減免を実施するためにも、一般会計からの繰り入れを考えてほしいなどの意見がっております。

最後に、病院事業会計について、まず、病院事業収益24億1,000万円の主なものは、医業収益のうち、入院と外来を合わせた料金収入で22億6,300万円、医業外収益のうち、他会計負担金及び補助金等で7,800万円であります。

病院事業費用23億円の主なものは、給与費10億7,800万円、薬品費5億8,100万円、診療材料費2億1,600万円、経費2億2,100万円、また、医業外費用の主なものは、支払い利息、雑損失など1億400万円であります。

その結果、13年度決算額は特別損失を差し引いた1億900万円の純利益を生じております。これに、前年度繰越欠損金5億8,100万円と差し引きいたしますと、4億7,100万円の当年度未処理欠損金となっております。

収支比率をしてみると、13年度の医業収支比率105.9%で、前年度比8.5ポイント、経常収支比率105%で、前年度比8.2ポイント、総収支比率104.8%で、前年度比7.4ポイントで、それぞれ上昇しております。

12年度の収益と比較しますと、入院収益で8,900万円、外来収益で1億7,300万円増加しております。

医業費用については、給与費の医業収益に対する割合は46.4%で、前年度に比べ8.5ポイント減少しています。これについては、退職者数の減による退職給与金の減少及び医事業務を委託したことによる賃金の減少などが要因となっております。

材料費の医業収益に対する割合は35.7%で、前年度に比べ患者数の増により、薬品費3,300万円、診療材料費4,400万円がそれぞれ増加しております。

また、13年度の入院延べ患者数は4万3,929人で、入院診療日数365日として、1日平均約120.4人、病床利用率は98.7%となっており、前年度に比べますと、入院延べ患者数で2,054人の増加となっております。

外来患者数では、13年度10万8,834人で、前年度より5,867人の増加であります。外来診療日数269日として、1日平均404人となっております。患者数全体では7,921人の増加となっており、具体的には、入院患者数の増加は、耳鼻咽喉科、泌尿器科、内科の3診療科目で651人減少したものの、整形外科、人工透析センター、外科の3診療科目で2,705人の増加をしたことによるもので、外来での増加は、整形外科で962人減少したものの、内科、泌尿器科、人工透析センターなどの5診療科目で6,829人増加してことによるものであります。

次に、患者一人一日当たりの収益の状況は、医療収益は1万5,197円、医療費用は1万4,350円となり、差し引き847円の利益となっており、前年度の損失額380円に比較すると1,227円の改善となっております。

なお、市立病院に従事する13年度末現在の全職員数は148.7人で、前年度に比べ3.3人の減員となっております。

次に、資本的収入及び支出では、収入の主なものは、企業債5,700万円、市の一般会計からの負担金6,600万円を合わせた1億2,300万円で、支出の主なものは、固定資産購入費が6,300万円、企業債償還金が1億円を合わせた1億6,300万円で、差し引き4,000万円の不足を生じております。なお、この不足については、繰越損益勘定留保資金、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で全額補てんされております。

13年度は、医療機器の整備として、生化学自動分析装置、エックス線画像処理装置などの買いかえが行われております。

なお、この病院会計については、平成12年度に請求すべき医療費約3,000万円を13年度に請求し、収納したことから、本年度の実質的な利益は8,000万円となっております。

委員から、交際費等の情報公開について、黒塗り部分が多過ぎるし、使途基準が明確でないなどの意見や、市民の利益につながる交際費の支出であるならば、黒塗りの必要はないなどの意見、専門業者に委託することで収益が上がるなら積極的に業務委託し、合理化を進めてほしいとの意見、さらには、市民公開講座については、身近な市民を対象とした講座にしてほしいなどの意見がっております。

以上が当委員会に付託されました議案の内容であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、一般会計、特別会計国民健康保険事業、老人

保健特別会計、住宅新築資金等特別会計、介護保険事業特別会計、病院事業会計のいずれも賛成多数で認定すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

議長（岩崎 三次君）

次に、堀田建設水道委員長。

建設水道委員長（堀田 英雄君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号、認定第4号、認定第5号及び認定第9号の平成13年度決算認定4件につきまして、建設水道委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

まず、一般会計の歳入歳出決算から主なものを申し上げます。

総務費の財産管理費では、土地開発公社が先行取得していた保有土地を買い戻すための公有財産購入費が主なもので、旧香月線跡地を公募売却するために1件、犬王古月線等街路事業の代替用地として13件、計の14件、8,297平方メートルの買い戻しを行っております。

また、街路事業の代替用地等として6件、510平方メートルの用地も購入しております。

交通安全対策費では、東中間深坂線街路灯設置工事や、市内各所の区画線、道路反射鏡及び防護さく等の設置工事により、交通安全施設の充実に努め、歩行者保護、夜間通行の安全性を確保するとともに、交通事故の防止が図られております。

衛生費の環境衛生費では、合併処理浄化槽補助事業として、13年度は38基の補助を行っております。

労働費の特定地域開発就労事業費では、東中間深坂線道路改良舗装工事や団地内道路の老朽化に伴って、七重団地6・7号線道路舗装工事ほか、8件の道路整備がなされております。これにより、交通の円滑化が図られ、住環境の向上及び地域の開発と発展に寄与するとともに、失業者に雇用の機会確保がなされております。

また、産炭地域開発就労事業費では、太賀2丁目5号線道路舗装工事ほか1件が施工されております。

土木費の道路橋梁費では、車屋4号線道路改良工事など、市内既設道路149件の工事が行われ、既設道路の拡幅改良、歩道及び排水溝の不良箇所の整備がなされ、交通の円滑化、地域住民の住環境整備の向上が図られております。

河川費では、出原ポンプ座電気工事ほか、市内各所の水路しゅんせつ工事等40件の工事が行われ、排水路等に堆積した土砂、じんかいの除去により、降雨期における冠水を防止するとともに、流水を良好にし、生活環境の保全がなされております。

都市計画費では、県事業である仮屋大膳橋線、犬王古月線街路事業や市道の次郎丸道元

線、中間水巻芦屋線街路事業費が主なもので、用地の購入、家屋の移転補償等が行われており、交通の円滑化、歩行者の安全確保及び都市基盤の整備が図られております。

なお、次郎丸道元線街路事業は、工事の一部が14年度へ繰り越され、中間水巻芦屋線街路事業については、13年度をもって事業完了いたしております。

また、公園費で、岩瀬1丁目地内ポケットパーク築造工事や市内児童遊園の遊具等の取りかえ工事が行われ、子供に安全で魅力的な公園の整備を図るとともに、まちづくり事業の一環としてポケットパークの新設等、市民の憩いの場として自然に優しい公園施設づくりが行われております。

住宅費では、市営住宅の老朽化に伴い、屋上防水工事、外壁補修工事、排水管洗浄など、建物の維持、補修工事が図られ、また、岩瀬南第一団地の市営住宅は、公共下水道への接続に伴う便所の水洗化や浴室の段差解消、手すり取り付け等を行うことにより、入居者の住環境の向上と生活の安定が図られております。

審査の中で、委員から、市有地の財産売り払いについて質疑があり、執行部より、市内各所37件、6,394平方メートルの不動産売り払いを行いました、との説明がありました。

次に、地域下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

13年度は、453万2,000円の黒字となっております。しかし、今後とも事業の拡大は見込まれないため、歳入増の見込みがなく、また、現在の施設は、20年以上経過し、老朽化の進行によって、修繕費等の経費増が予想され、13年度は市立病院裏の下水道管崩壊事故の復旧工事が行われております。

次に、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

13年度決算において2,615万7,000円の黒字となっておりますが、このうち210万円を14年度へ繰越したため、実質的な黒字は2,405万7,000円となっております。

13年度は、主に、扇ヶ浦、朝霧、宮林、通谷地区の下水道整備を行い、通谷幹線、大辻蓮花寺幹線管渠築造工事等42件の工事が行われ、9,736メートルの管を布設しており、普及率は20.4%となっております。

なお、大辻蓮花寺幹線管渠築造工事の完了が14年度にずれ込むため、繰越明許が行われております。また、本市と水巻町、遠賀町、鞍手町の1市3町で構成する遠賀川下流域下水道事業では、水巻中間幹線工事など2,269メートル、また、中底井野地区に建設している浄化センターでは、電気工事などが行われ、14年度末には完成し、15年夏ごろより供用開始の予定でございます。

なお、現在は、蓮花寺中継ポンプ場を經由して、北九州市に処理をお願いしており、13年度は69万4,000トンの処理委託を行っております。

最後に、水道事業会計決算について申し上げます。

平成13年度の水道事業会計決算におきまして、収益的収支で3,298万1,000円の純利益となっております。

営業収益の主たる収入である給水収益は、給水人口が減少傾向にある中、前年度より若干の増収となっております。その要因として、大口需要者の使用量が増加したことによるものです。

資本的収支では、3億5,098万3,000円の不足を生じましたが、当年度消費税資本的収支調整額及び当年度損益勘定留保資金等で補てんしております。

平成13年度の水道整備事業では、唐戸浄水場施設改良工事や遠賀橋かけかえ工事に伴う導・配水管布設工事、市道次郎丸道元線などの配水管布設がえ工事が行われております。

給水戸数では、2万5,722戸で、昨年度に比べて20戸増加し、有収水量は約677万5,000立方メートルで、昨年度に比べ1万9,000立方メートルの増加となっております。

平成13年度も黒字決算となりましたが、給水人口は減少傾向にあり、また、有収水量の大きな伸びが期待できない現状で、水道事業を取り巻く状況は一層の厳しさを増しております。

執行部より、遠賀川の水質悪化により、新たな微生物感染症対策による薬品等の費用増大で、水道事業経営は、ますます苦しさを増していますが、今後ともより一層の企業努力を払い、安全で良質な水道水を安定的に供給するため、安定した給水体制を堅持していきたい、との報告がありました。

以上4件につきまして、最後に採決いたしましたところ、いずれも全員の賛成をもちまして認定すべきであると決した次第であります。何とぞよろしくご審議の上、ご賛同くださいますようお願いしまして委員長の報告といたします。

議長（岩崎 三次君）

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。久好勝利君。

議員（10番 久好 勝利君）

平成13年度中間市歳入歳出決算認定のうち、一般会計と特別会計においては、国民健康保険、老人保健、住宅新築資金、介護保険、それに病院事業の企業会計、以上6件の会計の決算認定について日本共産党議員団を代表して反対討論を行います。

一般会計の13年度における歳入の状況は、昨年度までわずかながらでもふえていた地方交付税が減額されました。このことは、政府が進める国民への痛み押しつけが国の制度、

施策の改悪だけでなく、地方自治体にも向けられていることを明らかにしています。

財政的に締めつけられるからといって、地方自治体が国の言いなり悪政に追従するだけなら、国の出先機関への偏執であり、地方自治体としての役割を放棄することになります。

長引く不況のもと、市民生活が悪化している中で、市民の暮らし、福祉を守る地方自治体としての役割強化が一層求められるところです。

歳出において問題なのは、やはり同和行政です。同和行政においては、住環境の整備など、当初の目的が既に達成されていることと、共産党議員団の追求などによって徐々に事業は縮小されてきました。

13年度末をもって激変緩和を図る5年間の経過措置法を含め、国の同和事業への特別対策も終了しました。しかしながら、中間市においては、事業を進める法的根拠がなくなったにもかかわらず、事業内容は変えずに、条例の一部を変えて、一般行政に移行したと、そのまま事業を継続しているものがふえています。

既に同和行政から一般行政に移行した保育園事業においても同じ手法がとられています。こすもす保育園から提出された資料によると、出張旅費の中に、同和保育園関係の出張が16件、9万2,880円計上されています。人権対策課がまとめた平成13年度同和対策関連事業決算内訳では、13年度の同和対策決算額が2億6,008万3,000円となっていますが、この中には、保育園事業は既に一般対策に移行していたからの理由で保育園での同和対策に使われた予算は入っていません。しかし、同和保育のための出張旅費や同和地区園児への保育料減免に伴う負担金、さらには、同和地区住民の雇用対策ともなっている職員配置など、これは明らかに同和の特別対策です。

同和対策から一般対策に移行するとは、言葉や条例の字句の問題ではなく、内容が伴わなければ問題解決にはなりません。

同和団体への態度をあいまいにしたまま、表面だけ取り繕い、同和予算を小さく見せかけるなどは市民を愚弄するものです。行政の主体性確立が強く問われるところです。

次は、国民健康保険と老人保健、さらに介護保険について討論を行います。

国保会計は、1億9,568万2,000円の累積赤字となっています。単年度では、6,688万5,000円の赤字となっているが、医療機関の不正事件発覚による返還金が7,000万円ほどあるので、13年度の実質赤字は1億3,000万円程度になるとの説明があります。

赤字の要因は、医療費がかさむことと、保険税滞納が多いことですが、もともと国民健康保険は、他の組合健保などとは違って事業主負担がありません。それが、1984年に行われた国庫負担の削減によって国が総医療費の45%を負担していたものを38.5%に減らしたこのことが今日の国保問題を引き起こした直接の原因です。

その後、国庫負担の削減による財政赤字の穴埋めは、保険税の引き上げによって行われてきましたが、問題の解決にはならず、家計の実態に合わない高過ぎる保険税、そのこと

から起こる滞納、滞納への罰則強化、それでもふえ続ける滞納、さらなる保険税の引き上げ、このような悪循環に陥っています。

赤字解消のためには、赤字の原因を取り除かなければなりません。国民健康保険においては、第一に、国の補助率をとりあえずもとに戻すことです。市当局は赤字解消計画を厚生労働省に提出していますが、このようなときにこそ、国保財政の困難をもたらした最大の原因、国の補助率をもとに戻すよう要求すべきです。市長会を通じても要求すべきですが、あらゆる機会をとらえて、地方から声を上げるべきです。

第2は、医療費と滞納の問題です。

予防医療が、医療費引き下げに役立つことは今では常識です。自治体病院を中心に、医療、保険、福祉の連携による、住民の健康保持を長年にわたって努力してきた長野県との老人医療費が、一人当たり30万円も違う現実を直視するならば、やはりこの課題はやりがいのあるものです。

共産党議員団は、予防医療に積極的に取り組んで、住民の命と健康を守り、その結果として医療費削減に成果を上げた岩手県沢内村や長野県内の佐久市などの自治体、その他、各地の具体的な事例をひいて、長年にわたって予防医療の充実にかかわるさまざまな問題を繰り返し提起してきました。

ところが、今までの市長は、あなた方は、いいところの事例ばかり言われると、問題意識を何も感じていないかのように、聞き流してきました。その結果が、老人医療費年間一人当たり30万円もの違いとなったのです。中間市の老人医療費受給者は、13年度末で7,497人となっていますので、全体として20億円の違いをつくったのです。

市長が好きな株式会社と違って、自治体はつぶれてなくなることはありません。それだけに、長期の視野と展望に立った事業の展開が可能です。予防医療の先進地と言われるところは、長年の苦労と努力が実を結んだものですが、現在もさらなる前進を目指し努力を積み上げています。それだけに一朝一夕には追いつけないのがこの問題であるし、また、避けて通れないのが予防医療の問題であるということを肝に銘じておくべきだと思います。

また、訪問看護や訪問指導など、在宅サービスの充実が医療費を引き下げること、各地の取り組みで実証されています。これは、介護保険の要支援、要介護者をふやさないためにも重要なことです。介護保険では、利用度の低さが問題になっています。少ない年金から保険料を天引きされ、さらに、利用料となれば、少くくは我慢してということが利用度の低さにあらわれています。

ところが、無理をしての転倒、骨折など起これば、たちどころに医療費の増大、介護費用の増大につながります。在宅サービスの充実が求められます。

さらに、市立病院が後発品を積極的に使っている他の医療機関並みに使うだけで、国保や老人医療における薬剤費を4,000万円引き下げられることからしても、可能な限り後発医薬品に切りかえることも急がれます。

老人医療有料化のために、国は、病院がサロン化していると非難をし、高齢者を病院から遠ざけましたが、そのことが、かえって医療費を引き上げる結果をもたらしています。つまり、受診抑制は医療費を引き上げるのです。受診回数の多い地域が医療費が少ない統計は各地で出ています。

このことから考えられるのは、赤字解消のためには国保税を引き上げるのではなくて、保険税の減免あるいは徴収猶予の適用条件の緩和など、市民が納付できる額に引き下げることです。

13年度末で滞納の累積額は5億6,000万円になっていますが、保険税を上げれば、収納率の向上どころか、さらに滞納額がふえ、資格証明書世帯をふやすことになります。資格証明書の世帯が受診する回数は、福岡市と北九州市での調査によると、普通に保険証を持っている世帯の100分の1しか医療を受けていないことがわかりました。市民がいつでもどこでもだれでも必要とする医療が受けられるようにすることが、結果として医療費を引き下げることになります。

以上のことから、罰則の強化による収納率の向上や収入から見て法外に高い国保税のさらなる引き上げではなく、市民の健康を守ることによって、医療費を減らし、事業の安定的な運営を図ることは、地方自治法第2条、地方自治体の基本原則に明記されている住民の安全、健康及び福祉を保持することに責任を持つ立場であり、日本国憲法第25条で保障されている、健康で文化的な最低限度の生活を保障するもので、これが地方自治体本来の役割ではないでしょうか。

そのためには、法的根拠のなくなった同和行政や不要不急な予算を削り、その財源でもって他の自治体でもしている一般会計からの繰り入れをすれば、直面している赤字はなくなります。さらに国保税及び介護保険料利用料に対する減免規定の確立による住民負担の軽減、医療費の削減のために、予防医療や在宅サービスの拡充を求めるものであります。

次に、住宅資金については、13年度で1,663万8,000円、累積で5億560万5,000円の赤字になっています。これは、償還金の滞納であり、その原因は、乱脈貸し付けによるもので、認めるわけにはいきません。委員会説明の中で、国への償還期限は、平成23年で、そのときの累積赤字は6億5,000万円程度になるとの説明がありました。ところが、問題の滞納世帯の状況についての説明ができませんでした。

人権対策課の業務のほとんどは、住宅資金の回収のようではありますが、滞納状況をつぶさに把握し、不正貸し付けを行ったその責任を果たすために、可能な限り徴収を続けることを強く求めます。

最後に、病院事業会計について討論を行います。

病院事業は、単年度で1億1,465万円の黒字を計上しています。これは、主に、外来収益の増加によるものですが、幾つかの診療科目によっては、外来患者の減少となっています。その原因は、大学病院からの派遣医師の交代によるもので、医師がかわることに

よる患者への影響の説明がありました。

これは、市立病院の医局が大学病院によって左右される弊害があらわれたものであり、自治体病院として専属の医師団を持てるかどうかは、今後の行政のあり方にも大きく影響することになります。市民の健康づくりのためには、医療、保険、福祉が連携を強め、さらには一体となった取り組みが求められます。その中心は、当然病院になります。ところが、その病院が、大学からの派遣医師で、しかも任期が短い派遣医師では、個々の医師にとっては、大学病院の延長として医療に携わることにはしかないのではないのでしょうか。

また、病院で使う薬の後発品への切りかえが進まないのも、処方せんを出すのは医師ですから、ここにも同じ問題があるものと思われまます。

市民公開講座については、運営費の一部を製薬業界からの募金に頼ることについては批判しながらも、共産党議員団としては、内容そのものは悪いものではないと反対しませんでした。しかしながら、市立病院が、今しなければならないことは、各地の大学教授を呼んでの講演ではなく、保健センターや民生部との連携を強め、予防医療による市民の健康づくりをどのように進めるのか。介護保険事業は民間任せというのではなく、寝たきりをつくらないためにどうするのかなどの取り組みが求められます。市立病院が自治体病院としての役割を担うために、今後は病院長にも議会への出席を求めます。

次は、派遣労働者の問題です。13年度から病院の医事係は、派遣労働者によって業務がとり行われています。病院事務の専門職の派遣なので、医療事務の間違いが少なくなったとのこと。派遣業界が、派遣活用の最大のメリットは、賞与、福利厚生、退職金などが不要なため人件費が節約できると売り込んでいるように、派遣労働者の賃金は、2割から4割をピンはねされ、派遣先の労働者の半分程度で、しかも二、三カ月の細切れ雇用が多く、雇用と生活は極めて不安定な状況に置かれています。

欧州諸国では、派遣は臨時的業務に限定し、労働条件は、派遣先の労働者と同一待遇としています。隣の韓国でも、整理解雇の後、一定機関は派遣の利用を禁じるなど、日本に見られるピンはねと権利侵害は、国際的にも特異な状況になっています。

その地域に働く労働者の生活と権利を守ることは行政の責務です。病院事務において、必要な人材の養成を怠り、賃金が安く無権利な派遣労働者に業務をゆだねる状況からできるだけ早い脱却を強く求めます。

また、病院長交際費に関して、情報公開で公表した文書が、内容がわからないように、塗りつぶされていたとのことですが、金額の大小にかかわらず、市民の税金、公費での支出ですから、市民に隠さなければならないようなことはしないよう強く求めて反対討論を終わります。

議長（岩崎 三次君）

ほかに討論はありませんか。野村重利君。

議員（6番 野村 重利君）

ただいま久好議員が、平成13年度の決算報告に対する反対討論を行いました。この討論を通して、別の角度から、つまり市長の政治姿勢の側面から、若干の補足討論を行いたいと思います。

国の来年度予算に向けて、厚生労働省が来年4月からの介護保険見直しで、加入者全体の保険料について、総額で1,950億円の負担増を来年度予算の概算要求に盛り込んでいたことがわかりました。

これによると、65歳以上の保険料は14%増になります。64歳以下の保険料は7%増になります。これでお年寄りの負担増は、ますます耐えがたいものになってきます。

私は、繰り返し、介護保険と利用料の減免問題を取り上げてきました。そのたびに市長も前市長も、介護保険は、相互扶助である。低所得者の減免は64歳以下の被保険者に負担をかけることになる。これ以上の負担はかけられない。こう言ってまるでほかの一つ覚えのような同じ紋切り型の答弁を繰り返してこられたわけです。

だれが現役労働者に、低所得者の減免のツケを回せと言いましたか。同和などのむだをなくして、減免の財源にせよと、私は言ってきたはず。それをやらずに、藤田市政の当時から、国の答弁マニュアルを金科玉条のごとく振りかざしてきたに過ぎない。

介護保険は、相互扶助と言ってるのは、政府やあなた方じゃないですか。介護保険は、もともと老人介護については、国と自治体の措置制度で、国民の負担がなかったものを、保険制度を導入して、国と自治体の支出を減らしてきた。その減らしたものを介護保険の財源として吐き出せと私は繰り返し言ってきました。そうすれば、これほどの今日のお年寄りの痛みをかけなくても済んだはずであります。

それとも、あなた方は、低所得者の10倍以上の収入で生活している者にとっては、わずかな国民年金で生活している人たちが、介護保険でどんな痛みを受けているのかわからないとでも言うのですか。

痛みを押しつけられた市民が、どんな生活をしてるのか。机の上の事務的な調査だけではなくて、市民の皆さんと直接の対話をして、その実態を把握すべきではないですか。

長野県の田中知事は、県下の市町村を回って、車座対話集会をしていると新聞で報道されておりました。市長もこれだけのスタッフを持ってるわけですから、1里四方の小さなこの中間市でできないことはないでしょう。市民生活がどうあろうと、国の指導マニュアルを後生大事にして、国からのペナルティーを恐れて、上だけを見て行う行政をヒラメ行政と言うだそうであります。

もともと、ヒラメというのは、下は絶対見ない。上だけを見て、外敵が来たら砂をかぶって我が身を守る、こんな習性があります。だから、中間市の行政はヒラメ行政と言われてもしょうがないんじゃないですか。そうして、大島市長がやってることは、重箱の隅をつつくように、敬老年金の制度改悪をして1,100万円の金をうかしました。敬老の日のお祝いのタオルの支給をやめてしまいました。お年寄りの楽しみを取り上げる、これが

何が「愛のまち、中間市」と言えるんですか。

国が押しつけてくる高齢者の不安を少しでも和らげる施策を講じるのが自治体本来の使命じゃないですか。そのための財源として、同和事業の完全廃止、ただいま討論のありました医薬品交流の改善、国保財政の慢性的な赤字を黒字に転じていく医療体制の抜本的な改善など、具体的な提言を繰り返してきましたが、前市長から現在に至るも、あなた方は馬耳東風で、我が党の提言に耳を貸そうとはしなかった。国や県にもそして、同和団体にも薬品会社にも、ものが言えない。そうであれば、あと残された道は、市民の苦難の緩和にこたえる。そのための道は、市長がせめて自分の身を削ってでも、お年寄りの痛みにこたえるくらいのことしか、あとは残されていないわけです。

こんな話があります。秋田県に湯沢市という町がありますが、人口が3万5,000で、議員定数がうちと同じく24です。このまちでは、市長が当選した直後の6月議会で、既に介護保険の住宅サービス利用料の半額助成、国保税の引き下げなどを行っています。

中間市と変わらないようなまちが、どうやって財源を賄ったのかと言いますと、介護保険の減免の財源は、市長の給料の3割減、市長交際費の半額削減、市長公用車の廃止で賄えたと、こう言われております。

国保税の引き下げの財源は、国保特別会計の黒字と4億円ほどの国保の基金で賄うことになったということですが、実は、国保税の引き下げについては、この市長さん、公約はしなかったそうです。それは、とても実現は難しいだろう。できもしないことを公約してはという思惑から、難しいと思っていたからしなかった。しかし、市長に当選してから、随分ひどい状況に市民が置かれておる。そこで、担当部に検討を指示したところ、すぐによく考えられた案が出されて、議会に提案したら全会一致で可決されてしまった。

なぜ、当選したばかりの市長のもとで、こんなことができたかと言いますと、市長の思い切った決断もさることながら、常々市民全体の奉仕者として、現場の苦しみをよく知っている介護や国保の職員が、何とかしなくてはいけないという気持ちで、そのための改善案を既に持っていたと言われています。だから、市長が指示したらすぐ案を持ってきた。担当部局の職員らは、本当に市民に歓迎される、やっと自分たちのやりたいことが実現できる。喜んでいるそうです。

大島市長も市職労の支援もあって当選したのですから、市職労にも協力を求めて、職員の全体の奉仕者としての自覚を高め、気骨のある現場の職員の知恵と力を啓発して、保健や医療、教育の改善案の提出を職員に督励して、湯沢市に負けないような市政をやられたらどうですか。

こうした福祉、教育行政の改善を進めていく上で、重大な障害に中間市の場合なっているとわれのが、市長の基本姿勢についてです。

それは、株式会社中間市という発想であります。これは、市長の個人的な、独創的なアイデアではありません。これもヒラメ行政の一つで、1997年、11月に出示された政府

の地方行革の方針、つまり地方自治新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針という随分長たらしい名前の指針、これを全国的な自治体に押しつけてきた。この方針のマニュアルに沿って、中間市では、株式会社中間市の名のもとに大島市長が進めようとしているものであって、既に大島市長のもとで、市立病院の事務関係の民間の委託、福祉予算の切り捨てなどが行われてきました。

この政府の地方行革の方針の一つは、自治体独自の仕事を徹底して切り捨てていくことです。全国の市町村を見ても、各市の福祉制度を切り捨てるだけでなく、高齢者の紙おむつの枚数を減らすとか、中学校の卒業アルバムを有料化するとか、自治体として実に恥ずかしくなるような重箱の隅をつつくようなところまで切り捨てが行われているのが実態です。

二つには、民間でもできるものは民間でと称して、本来自治体でやるべき仕事をできるだけ民間任せにすることです。今、政府主導で進められている民営化の流れは、民間の持つ積極的な役割を支援しようとするものじゃなくて福祉に対する行政の責任を放棄しようとするものです。

三つには、こうして残った自治体の仕事も民間経営の手法の導入が押しつけられる。すべてがコストと効率で評価され、効率が悪いとされると事業は切り捨てられる。受益者負担の名で、国保料、保育料、上下の水道料金、ごみ収集料金を初め、住民の負担増が押しつけられているのが現状であります。

このように、地方行革の中で押しつけられていることは、自治体独自のことはやらない。仕事はできるだけ民間に任せる。残った自治体の仕事も民間経営の手法、つまりは、中間市で言うならば株式会社中間市でやっていくという、まさに自治体の営利企業化とも言うべき自治体の変質であります。

市長、これでは何のために自治体があるのかわからなくなるじゃありませんか。たとえ国がやらなくても、あるいは目先の採算に合わなくても、住民福祉のために必要な仕事をやってこそ、自治体と言えるのではないのでしょうか。

自治体の営利企業化は、自治体そのものの存在意義を否定するものであることを肝に銘じて市長は今後の仕事をぜひやっていただきたいと思います。

一方では、自民党政治による自治体への反動支配による害悪がますます深刻となっております。自治体が自治体でなくなるというべき変質が進んで、さまざまな矛盾が吹き出していますが、他方においては、その中で本来の自治体のあり方を取り戻そうという、新しい希望ある変化が全国各地で生まれつつあるということを市長はご存じでしょうか。その変化は、革新自治体だけじゃありませんよ。本来、保守の側に身を置いている鳥取県の片山県政、高知県の橋本県政、長野県の田中県政、そして、徳島県の大田県政などを初め、市町村の自治体でも保守革新の自治体を問わず、国の悪政に抗して、普通で当たり前の自治体を取り戻す努力は多くのところで払われているのです。

また、こうした動きは、自治体だけにとどまりません。小泉内閣の医療改悪による高齢者の負担増が、この10月から実施されるのを前にして、各種の医師会などで医療改悪の撤回を求める動きや採決を強行した自民党への不支持、抗議、こういった動きも広まっています。

日本医師連盟の調査によりますと、無条件に自民党を支持すると回答したのは、47の都道府県のうちわずか14にとどまっているわけです。この医師会などの動きは、この医療改悪は、高齢者と家計に過酷な負担を押しつけて、国民皆保険制度を根底から破壊するという声明に基づくものであります。

こうして今、自民党政治の悪政に抗して、上位下達をはね返して、国民、県民、市民の生活と健康を守る動きが各地で広がりつつあることを市長は真っすぐに見ていただきたい。

ヒラメ行政を返上し、自治体の本旨を根底から破壊する株式会社中間市の方針を撤回して、来年度の予算編成に当たっては、正真正銘の市民こそが主人公を貫いた予算案をこの議会に提案することを強く私は要求して、久好議員の討論の補足とします。

議長（岩崎 三次君）

中家多恵子さん。

議員（2番 中家多恵子君）

私は、簡単に13年度の決算に対する反対討論をさせていただきます。

平成13年度の決算は、一段と厳しさを増した財政状況です。経常収支比率は93.6%で、前年度より1.2ポイント悪化しておりました。公債費比率においても15.2%と悪くなっています。

決算書によります一般会計を含めます特別会計、全会計の市債残高は、いわゆる借金は261億1,677万6,000円で、前年度に比べて8億2,320万6,000円、3.3%の増になっております。

一方、市税は、自主財源の根幹をなすものですが、先ほどの総務委員長の報告にもありましたが、市税収入で13年度は6,081万2,000円増収になっています。しかし一方、西日本医療福祉総合センターの税金滞納は、私議会ではたびたび取り上げてまいりましたが、中間市提出の資料によりますと、8月末で10年度から13年度末まででも未納額は1億971万8,000円、延滞金3,730万2,700円、合計で1億4,702万700円となっております。

このような多額の滞納は、許すことのできないものです。消費低迷、不況の中でも、市民は固定資産税や市民税を納めておるわけです。

その一方で、療育事業の6割が三セクの家賃になっており、2,200万円を超しております、年間。

一方、松ヶ岡での無償貸与の施設など、私は、この三セク問題を徹底して問題とし、そして、この解決策を図らなければならないと思います。

同和対策といたしましても、13年度決算額は、市提出の資料で1億7,372万4,000円、昭和44年度から平成13年度までで、総支出額は、249億587万7,000円になっております。公称同和世帯400世帯と言われておりましたが、単純に計算いたしますと、1世帯6,230万円、これまでの多額の同和支出額、これは、市が同和行政に主体性や計画性が欠如してきたことをあらわしているのではないのでしょうか。

一方、国民健康保険を払いたくても払えない状態の中で、資格証明書の発行者が約300世帯おられます。監査委員の指摘にもありますように、もう既にござんいただいているとは思いますが。監査委員は、長期にわたる景気低迷の厳しい状況の中であるが、市税等は自主財源の根幹をなすものであり、負担の公平性、さらには、今後の円滑なる事業推進に向けての財源確保のため、収納率の向上に向け特段の対応を願いたいと指摘しております。

そしてまた、平成12年度の県下都市平均値、もろもろの経常収支や公債費率等を比較しながら、財源に余裕のないことを示しておられます。

まとめの中で、監査委員は、市税等の財源の充実確保に努め、経費全般について、節減合理化を図るとともに、コスト意識徹底のもと、限られた財源の重点配分と支出の一層の効率化を図り、年次財政計画に基づいた健全財政を維持し、市民福祉の増進に努められますよう期待するものであると指摘されておりますが、私自身もまさにこのとおりだと思っております。こういうことの中で、13年度決算に対しては賛成することはできません。

以上で終わります。

議長（岩崎 三次君）

ほかに討論ありませんか。杉原茂雄君。

議員（24番 杉原 茂雄君）

決算認定の議案で、私は、賛成討論を申し述べますけれども、討論という意見を申し述べるつもりではなかったんですけれども、なかなか華々しく反対討論が行われましたので、このまま黙して採決だけで態度表明をしたんでは、これまたいささか市民の皆さん方に申しわけないなという、そういう思いから、あえて賛成討論を行います。

しかし、私の賛成討論も、これは、大島さんや執行部の皆さんには、甚だ厳しく、そしてまた、苦い思いをさせるような話になるわけであります。

私は、大島さん、市長当選以来、一般質問で、とりわけあなたの「株式会社中間市役所」という、理念というか、発想的なスローガンというか、これにつきましては、私は、言葉のパフォーマンスにならなければいいがなという。見せかけの市民に、ああ今度は新しく市長がかわったら変わっていくんだなという、そういう単なる印象を与えるだけではだめなんであって、これは必ずいつかメッキがはげるわけですね。

私は、その持つ言葉、理念に大いに敬意を表する、またそれを言うならば、具体的な意味でその政策を明らかにしながら、決断と実行を求めるものです。

ご承知のように、これはもう中間だけじゃありませんけれども、不況の深刻化の中で、ますます歳入財源は細っていきますね。地方交付税が減額された分を借金で補うなんていうばかげたことはいつまでも許されない、借金起債というのは、事業目的があって今までやってきたわけでしょう。

ハーモニーホールをつくるから借金をしよう、社会福祉センターをつくるから借金をしよう。で、20年、25年で返済しよう。しかし、去年から行われておる借金というのは、何億ですか。3億とか5億とか、この起債という借金は、何でもない、つまり、てめえたちの飯を食う、内部の飯を食うために使っておるのか、どこで使っておるのか、とにかく歳入を補うために借金しとるわけでしょう。そういう財政構造を根本的に変えなきゃならんということを私は申し述べておるわけです。

言うならば、財政改革ていうか、行政改革、つまり革命的な変革的な思い切ったことをやらなきゃ、私はだめだと。ですから「人にやさしい愛のまち」なんていうしらじらしいもうことでは済まんのだよと。今までやってきたのは、私も40数年携わってきましたが、やはりその反省を踏まえれば、「身内にやさしい愛のまち」でしょう、「てめえにやさしいまち」でしょう。本当の意味で「市民にやさしい愛のまち」なんて言えますかということ肝に置きながら、この13年度の決算を見るときに、幾つかの問題点はたくさんあります。そりゃもうずっと戦後あるわけな、戦後。そりゃもう身内主義ていうか、なあなあ主義ていうか。

そりゃまあ例えば、大島さんは、市の職員組合ていうか、職員団体の推薦を受けてひもがついとるということもありません。しかし、それだけで物事を判じるわけにもいかん。つまり言うならば、本当に市民の利益や要求に立つて行うための政治は、今以上の福祉や民生や医療や教育や保健や介護や、いろんな分野におけるレベルを高めていくという、レベルを高めるということはお金が必要ということでしょう。財源を必要とするということでしょう。その財源は、一方では、収入は、細くなっていきよるわけでしょう。逆になつとるわけでしょう。逆になつとる関係の中で、やらなきゃならん事柄ですから、これはもう物事としては、物事の論理としてははっきりしとるじゃないですか。言うならば、身内に厳しい構造改革を、財政改革をやらんことには、そういう意識変革以前に、もう実際、決断実行によってやらんことには、私は、変革、意識の変革は生まれんと思いますよ。

つまり、親方日の丸という体質を変えていく。そういう意味で、私は、大島さんが新しく市長に就任されたという市民の期待は、そこにあるんだと。その期待に私はこたえるべきだと。

同和問題がよく取り上げられます。同和問題を、同和行政にかかわる、これはむだ遣いの典型だから、それをあれすれば少々のことではできるといってお話があります。13年度末までは、同和行政については、一定の戦後、同和对策答申とか、同和对策措置法や地対法や、いろんな法律によって保障され裏づけながら事業が展開されてきました。

もちろん、その事業を進める上での不十分というか、また不手際というか、それ以前に、これなんですね。部落差別をなくしていく、また、そのための事業を行うについてはという、やはり原則的なやっぱり物差しというものがなかったね。言うならば、関係団体との彼我の力関係によって・・彼我の力関係によって残されたものでしょう、はっきり言って。力関係ではなくって、市民の目から考えて、この物差しで同和事業であれ進めなきゃいかんだというものに欠けておったところに、今日残された多くの問題が山積しとるんだと、私は思います。

ですから、もう一度、この同和問題については、やはりもう一度私は大いに論議をしながら、総括をしていかないかと。そして、一般行政に移行しましたなんてごまかしちゃだめなん。一般行政に移行するなんて、あり得ませんよ。同和行政がなくなれば、なくなるですよ。例えば、後ほどの14年度の補正予算で私いろいろと、これ私お話し申し上げようと思って考えとるんですけれども、つまり、保育、あれ同和保育所でしょう、二つとも。二つともですよ。一つは、解放同盟関係の保育所。昭和46年か7年ね。差別糾弾闘争中の力関係で生まれてきた。

一方は、同和会の要求による一方につくっておれたちにつくらん、どういうことかということで、生まれたやつでしょう。

同和事業は、終わりましたと。同和行政が終息しましたと言うたら、これは、一般行政いくもんか。閉園ですよ。閉園じゃないですか。

同和の文字だけのけて、保育所になりましたなんていうことは通らないですよ。そんなふうに市民が理解しますか。また、そういう事情まで市民の皆さんが理解されとるかどうかは、私もよくわかりませんがね。恐らく、なんじゃないですか。ですから、たった二つの保育所で、年間に4億5,000万も6,000万も税金を、我々の市費を費やす。中間市四つある保育所、保育所の全部の経費でも5億数千万です。四つの経営で5億数千万でできるのに、一方、中間の場合は、二つの保育所が4億5,000万も6千万もかかるなんてばかなことありますか。

これは一つの例をとって申し上げれば、そういう意味においても、この同和行政が終息して、同和事業は何なのかと言ったときに、それは一般行政に移行できるものは、人権的な部分だけでしょう。それ以外の事業は、全部もうアウトちゃうか、なくなるんでしょう。いや、なくさなきゃならないんですよ。

そういう総括をきちっとしなきゃならんと。本来はすべきだったんだね。それがされてなければ、今からでもしなきゃ。今からするのが大島さん、あなたの仕事だし、また、議会の議員としての任務、仕事ですよ。

そういったことを申し上げながら、私は、13年度のこの予算は、長年戦後中間市の町長さんや市長さんを、そして議会があって参画した人たちが、50数年にわたって、言うならば、何となく断ち切れぬ状況の中でできたもの。しかし、初めて民間から、民間か

ら大島さんという新しい方が市長に就任されたということの意味を十分私たちは受けとめながら、私は、やはり徹底した構造改革というか、変革のための施策を具体的に出しながら、言うならば、それは身を削る戦いになります。また、関係団体との、私は、戦いというか、そういう関係交渉は生まれるでしょう。そういうことを十分決意しながら、そして、とにかく市民の求めておる期待や要求にこたえるべく頑張っていたきたい。

そういう観点から、私は本認定につきましては、思いつきのことを申し上げましたけれども、賛成をいたします。

議長（岩崎 三次君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

これにて討論を終結いたします。

これより平成13年度決算認定10件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、認定第1号平成13年度中間市一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

起立多数であります。よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号平成13年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

起立多数であります。よって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号平成13年度中間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

起立多数であります。よって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号平成13年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(岩崎 三次君)

全員起立であります。よって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第5号平成13年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(岩崎 三次君)

全員起立であります。よって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第6号平成13年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(岩崎 三次君)

起立多数であります。よって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第7号平成13年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(岩崎 三次君)

起立多数であります。よって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第8号平成13年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定につ

いてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(岩崎 三次君)

全員起立であります。よって、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第9号平成13年度中間市水道事業会計決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(岩崎 三次君)

全員起立であります。よって、認定第9号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第10号平成13年度中間市病院事業会計決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(岩崎 三次君)

起立多数であります。よって、認定第10号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩

.....

午前11時50分再開

議長(岩崎 三次君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第11.第38号議案

日程第12.第39号議案

日程第13.第40号議案

議長(岩崎 三次君)

次に、日程第11、第38号議案から日程第13、第40号議案までの各会計補正予算

3件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、山本総務文教委員長。

総務文教委員長（山本 慎悟君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第38号議案、平成14年度中間市一般会計補正予算（第1号）のうち、総務文教委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

今回の補正予算の総額は3億260万円で、一般会計の総額を165億163万円とするものです。

歳入の主なものは、地方交付税で、普通交付税の額が確定したことにより、1億4,700万円が増額補正されております。そのほか、繰越金6,100万円が増額補正され、市債については3,700万円が追加されています。

次に、歳出の主なもののうち、総務関係では、契約事務の電算による管理システムの構築を行うため、工事・物品契約発注管理システム導入委託料350万円及び備品購入費300万円がそれぞれ計上されております。

また、平成11年に、男女共同参画社会基本法が制定されており、広報「なかま」での市民の方々への啓発等がなされております。しかし、男女共同参画についての正しい理解については不十分であり、男女共同参画プランの策定が急務であることから、現状把握のため、市民の意識調査を行い、調査、分析、報告書作成までを専門コンサルに委託するための委託料200万円が計上されております。

消防関係では、防火水槽設置工事請負費800万円が計上されております。これは、岩瀬地内の既存の防火水槽が県道拡幅工事のために移転されることに伴うもので、この移転工事にかかわる費用については、福岡県から全額負担金として受け入れることとなっております。

教育関係では、ハーモニーホールの防音工事にかかわる調査が終了し、工事予定額が決定しましたことから、工事請負費400万円が追加補正されております。

以上の審査の後、最後に採決をいたしましたところ、全員の賛成で可決すべきであると決しました。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げまして委員長の報告を終わります。

議長（岩崎 三次君）

次に、福田民生経済委員長。

民生経済委員長（福田 一則君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第38号議案、14年度一般会計補正予算（第1号）のうち、民生経済委員会に付託されました所管部分並びに第39号議案、14年度特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）、第40号議案、14年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について審査を行いましたので、その概要と結果

をご報告申し上げます。

まず、一般会計補正予算の歳出の主なものは、民生費では、公立保育所新設事業に要する経費として、設計委託料3,720万円、児童扶養手当に要する経費として扶助費700万円、地域総合福祉会館内に重度身体障害者用電動車いす対応トイレを新設するための工事請負費350万円、新規事業として、精神障害者の方へのホームヘルプサービス委託料100万円と精神障害者の方の雇用を目的として、ハピネスなかま内のボランティアセンターで1名、100日分の人件費が、また、文書作成委託料として30万5,000円が計上されております。さらに、介護保険事業会計に対する繰出金440万円が補正計上されております。

保健衛生費の予防費においては、新規事業で肝炎ウイルス検診委託料100万円が計上され、これは、国、県の補助対象となる事業で、集団健診の基本健診受診者のうち40歳以上70歳までの方で40歳から5歳ごとの節目に当たる年齢の方を対象に希望すれば受診できることになっております。

なお、自己負担額1,000円で、予算額としては400人分の計上となっております。

農林水産業費の農地費において、250万円の工事請負費が計上され、これは、吉原川護岸工事を補助対象となる整備事業で進めてきましたが、事業の対象とならなかった部分について、市の単費で護岸整備やしゅんせつ等を行うための費用が主なものであります。

歳入の主なものは、国庫負担金のうち、児童扶養手当負担金520万円、民生費県補助金のうち、社会福祉費補助金270万円が主なものであります。

また、債務負担行為補正として、障害者福祉システムリース料として平成15年度から19年度まで700万円が計上されております。

執行部から、公立保育所2園の統合に係る新設保育所の規模、定員等の説明がなされ、国の大型補正予算が14年度に確定した場合、14年度の国の施設整備計画に申請予定であること、園児の定員を120名、鉄筋コンクリート2階建て、建築面積1,300平米、建設費総額を5億円程度と見込んでいることなどの説明がありました。

委員から、統合後の既存施設をどうするのかについての質疑があり、執行部からこすもす保育所については、老朽化していることから、閉所後解体するが、ひまわり保育所については、閉所後、解体も視野に入れ、他の利用方法も検討していきますとの説明がありました。

また、委員から、同和の弊害を取り除くことが課題ではあるが、現在、ひまわり保育所が定員150名であることや、多額の建設費用を必要とするなら、既存の施設を使用すべきで、統合の必要があるのかという質疑に対し、執行部から、このことについては、エンゼルプランの中で協議され、統合新設の結論に至った。との答弁がっております。

さらに、委員から、統合新設される保育園については、同和団体の関与、保母の同和加配、同和子弟に対する保育料減免など、同和ということは一切断ち切るという不退転の気

持ちでやってほしいなどの意見がっております。

次に、国民健康保険事業補正予算については、歳出の主なものは、総務費の一般管理費 260 万円、これは、医療費適正化特別対策事業として、先進地視察旅費及びレセプト室の備品購入費等の経費でございます。また、賦課徴税費の 200 万円で、これは、保険税適正賦課及び収納率向上特別対策事業のための費用であります。

歳入の主なものは、医療費適正化特別対策事業、保険税適正賦課及び収納率向上特別対策事業で、国庫補助対象となり、国庫補助金 450 万円が補正計上されております。

以上により、歳入歳出とも 460 万円を追加し、予算の総額は歳入歳出それぞれ 43 億 7,450 万円となっております。

委員から、国保税の滞納者に対する差し押さえについて質疑があり、執行部から、国、県から差し押さえをするように指導を受けているが、市では今まで行ったことはありません、との説明がっております。

次に、介護保険事業特別会計補正予算については、歳出の主なものは、総務費の一般管理費において、第二次高齢者総合保健福祉計画作成委託料 410 万円が計上され、これは、平成 11 年度に作成した中間市高齢者総合保健福祉計画を 3 年ごとに見直しをするもので、平成 15 年度から 19 年度までの老人保健福祉計画及び介護保険事業計画を一体化して策定するものであります。

この中で、介護保険料については、平成 15 年度から 17 年度までの 3 年間の介護サービス予想量をもとに保険料が設定されることになっております。この計画書を作成するための費用であります。また、基金積立金として、介護給付費準備基金積立金 2,800 万円が主なものです。

歳入の主なものは、介護給付費負担金 470 万円、一般会計繰入金 440 万円、繰越金 3,060 万円が主なものです。

以上により、歳入歳出とも 4,130 万円を追加し、予算の総額は、歳入歳出それぞれ 22 億 9,350 万円となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要でありましたが、最後に、それぞれ採決いたしました結果、第 38 号議案一般会計補正予算については、賛成多数で、第 39 号議案国民健康保険事業補正予算並びに第 40 号議案介護保険事業補正予算については、全員の賛成で、それぞれ原案どおり可決すべきと決した次第でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

議長（岩崎 三次君）

次に、堀田建設水道委員長。

建設水道委員長（堀田 英雄君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第 38 号議案平成 14 年度中間市一般会計補正予算（第 1 号）につきまして、建設水道委員会に付託されました所管部分に

ついて審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

今回の補正の主なものを申し上げますと、労働費の失業対策費では、就労人員の増員及び消音型側溝の導入による工事費が追加計上されております。

土木費の道路橋梁費では、市内各所の道路維持補修・草刈り委託や、中の谷1号線側溝改良工事ほか5件の改良・舗装工事及び仮称JR中間駅前ロータリー改良工事に伴う家屋補償費、用地購入費等が追加計上されております。

都市計画費の公園費では、小田ヶ浦・通谷都市公園環境整備の向上を図るための樹木剪定委託や、自由ヶ丘児童遊園防護さく設置工事及び中尾地内ポケットパーク築造工事や、それに伴う用地購入費が追加計上されております。

審査の後、採決いたしましたところ、全員の賛成をもちまして原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

何とぞ、よろしくご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長の報告を終わります。

議長（岩崎 三次君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

第38号議案平成14年度中間市一般会計補正予算（第1号）について、日本共産党市議団を代表いたしまして反対討論をいたします。

3款民生費1目児童福祉総務費13節委託料、保育所新設実施設計委託料として3,720万円が計上されています。

中間市公立保育所新築工事は、こすもす保育園が老朽化したため、こすもす保育園とひまわり保育園を統合し、園児定数120人、建設費は5億円、うち補助金2億円で岩瀬南町ひかり産業北側の市有地に建設、平成16年4月に開園するというものです。

中間市の同和保育所は、乱脈同和行政の典型の一つです。同和保育では、地区のおくれた生活水準や文化水準そのものが保育に欠けると見なされ、保護者がいるいないにかかわらず入所が保証されました。そうして、地区の子供専用の同和保育所として、子供を身分別、団体別に収容するため、解放同盟の「部落解放保育所」現在、「こすもす保育園」と同和会の「ひまわり保育園」が建設されました。

先ほどの杉原議員の説明でもありましたが、以来、同和保育や保育料減免、園児二人に職員一人という異常な職員配置など、特別優遇措置が施されてきましたが、日本共産党市議団を初め、市民運動で是正されてまいりました。

今回、提案されている保育所新設の目的は、同和保育事業を一掃することにあるとも推察されますが、この問題は行政の政治姿勢で解決できるものです。

また、老朽化したこすもす保育園は、取り壊し、ひまわり保育園は、他の施設として利用するとしていますが、新設の保育園の園児定数は120人であれば、ひまわり保育園の定数は150人ですから、ひまわり保育園を閉園する必要は全くありません。したがって、新設の必要もありません。

県から事業予算枠があると連絡を受け、平成14年12月、建設申請書を提出する予定となっていますが、政府の公共事業優先政策の一環ではないでしょうか。政府は、空港やダム建設、干拓工事、道路整備など、国と地方合わせ毎年50兆円を公共事業費に投入してきました。そのため、日本は13年度末で666兆円の借金大国になっています。

財政危機でも、年50兆円もの公共事業が続いているのは、政府がアメリカの要求を受け入れ、1995年度から2007年度までの13年間に630兆円を投入する「公共投資基本計画」を決めているからです。

大島市長は、中間市の厳しい財政事情のもとで、箱ものはつくと公言しています。

先ほど、我が党の野村議員の討論にもありましたように、お年寄りが毎年、楽しみにしていた敬老の日の祝い金を節目ごとの支給にし、また、石けんやタオルの配付も廃止するなど、重箱の隅をつつくように福祉を削り、今でも市民負担の重い国民健康保険税を引き上げようとしたり、全国の自治体で進められている介護保険料や利用料の減免措置は検討の視野にも入れない、こうした市政こそ改め、福祉施策や教育環境整備に予算を使うべきです。

また、説明資料では、建設する場所を「岩瀬南町」と通称名で記載していますが、「岩瀬1丁目7番」とすべきです。

以上のことから、第38号議案平成14年度中間市一般会計補正予算（第1号）に反対いたします。

議長（岩崎 三次君）

ほかに討論ありませんか。中家多恵子さん。

議員（2番 中家多恵子君）

私は、平成14年度中間市一般会計補正予算（第1号）に簡単に賛成討論をいたします。

私がかねてから女性の地位の向上、いわゆる男女平等や男女共同参画社会を議会内外で取り上げてまいりました。この3月議会におきましても、女性問題、男女共同参画社会に向けての取り組みを議会でただし、平成14年4月10日号より毎月男女共同参画社会に向けての市の広報での掲載が始まっております。

そして今、この9月議会で男女共同参画プラン策定が急務ということで、調査委託料として意識調査200万円が組まれました。

一步一步ですが、男女共同社会に向けての中間市の具体的な取り組みがこの予算に見ら

れます。

そしてまた、ほかのただいま意見の中にもあります保育所問題についても、若干の異議はありますが、それはまたこの間に討論していくべきではないかと思うし、議員の指摘を意見とするところもあるのではないかと思います。

こういふことで私は、今回の補正予算に賛成するものです。

議長（岩崎 三次君）

ほかに。杉原茂雄君。

議員（24番 杉原 茂雄君）

討論をもって賛成意見を申し述べるんですけども、とりわけ一般会計補正予算、公立保育所の新設に伴う設計委託料の問題をめぐってについてです。

これは私自身もすっかり見過ごしたというか、見落とすというか、私自身は失策だと思うんですが、提案理由として出されたとき、市長から、公立保育所の新設に伴います設計委託料に3,720万円、それで終わるんやな。本当は、ここんところで、いろいろと質疑を申し上げなきゃならなかった。

つまり、この保育所を新設する、現在ある既存の二つの園を閉鎖をするんだという意味なんですね。ここに来るまでの背景と今後の同和行政との終息を踏まえた行政中間市としてのこの保育所に対する方向性とか、そういったものに対して、実はこの段階で大いに質疑を交わさなければならなかったわけです。それを見落としてしまったんです。これは私自身の失策です。

しかし、反面、これほど重要な内容を持った補正予算のあれを、これ字数で数えたら27文字よ。27文字で、そりゃ見落とした方がだめだよと言われればそれまでのことだけど、ここに来るまでの、そしてまた、今後の問題をつまみこの保育所をめぐる意味というか、本質の問題について行政上の政策上の本質の問題についてお互い大いに語らなければならなかった。意見を討論しなければならなかった、質疑応答の中で。

だから、やむを得ず、これは討論で、討論で述べなけりゃならない事態になりました。その点、申しわけないと思います、私自身も。

そこで、先ほどちょっと申し述べましたけど、本当は、閉園なんですよ。今中間市の保育所の需給関係の事情を考えますと、幸い、幸いというか、少子化のために、十分な余裕は、今既に5カ所ありますからね、保育所が。したがいまして、民間保育所で十分事が足りるという状況下にはあります。したがいまして、この一本化することについては、もう大賛成です。場所的にも、提案をされておる場所は市有地であることから、それはもう経費節約のためにも、それを活用されることは結構なことだと。

要は、問題は、私は、市で建設をしたやつは、社会福祉法人に委託すべきだと。つまり公立保育所方式というのは、逆なんよ、今の時代は。ですから、例えば、福岡市が、偏った形で保育所に入るための待機の児童が随分おるといふ偏った状況が生まれてますけどね。

中間はそうじゃないわけだね。

その福岡市の場合も、全部あれ社会福祉法人、うちは民間のそういう条件や能力を持ったところをつくっちゃるわけよな。したがいまして、中間の場合は、今までの事情やいきさつからいって、そして、当面の現実的な解決の方法としては、このあなた方が提案されておるこういうことでいいけれども、しかし、今後のありようとしては、私は最初から社会福祉法人化によってそういうふうにとると。

そうすると、約四、五十名の、五、六十名の人間が余るんかな。そういう矛盾が出てくる。矛盾というか。その矛盾は解決しなきゃ、その痛みは、みんな背負うてやらなきゃ。だって、30何年間、30年間、それを許してきたんだから、と私は思うんです。

したがいまして、これは、今までの同和行政から来る同和保育所というしがらみというか、また聖域なき呪縛されたような関係というか、そういう関係を本当の意味でびしっと断ち切って、そして、新設される保育所が、そりゃ仮に直接的に公立であっても、何であれ、私はそういう一歩を踏み出すという意味においては、大いなる意義があるんだというふうに考えます。

したがいまして、どうかひとつ16年には開園できるべく、しっかりひとつ頑張っていたきたいと、このことを申し上げまして賛成討論といたします。

議長（岩崎 三次君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

これにて討論を終結いたします。

これより第38号議案から第40号議案までの平成14年度各会計補正予算3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第38号議案平成14年度中間市一般会計補正予算（第1号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

起立多数であります。よって、第38号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第39号議案平成14年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

全員起立であります。よって、第 39 号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。次に、第 40 号議案平成 14 年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

全員起立であります。よって、第 40 号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

.....

日程第 14 . 第 45 号議案

日程第 15 . 第 46 号議案

日程第 16 . 第 47 号議案

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第 14、第 45 号議案から、日程第 16、第 47 号議案までの市道路線 3 件を一括して議題とし、建設水道委員長の報告を求めます。

堀田建設水道委員長。

建設水道委員長（堀田 英雄君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第 45 号議案、第 46 号議案及び第 47 号議案の市道路線の 3 件について、建設水道委員会で行いました審査の概要とその結果についてご報告申し上げます。

まず、第 45 号議案市道路線の廃止についてご説明いたします。

今回、廃止の議決を得るために提案されております市道は、旧中間市社会福祉センター跡地北側に位置する城丸 3 号線であります。

この路線は、県道犬王古月線の道路改良工事に伴い、市道の全部が県道の取りつけ道路に包含されるものであります。

次に、第 46 号議案市道路線の認定についてご説明いたします。

今回、認定の議決を得るために提案されております市道は、JR 岩瀬 3 号踏切付近に位置する行幸尾 7 号線、中間市農事センター東側に位置する中ノ谷 8 号線及び中鶴グラウンド対面の浄花町側の堤防に位置する中鶴 7 2 号線の 3 路線であります。

行幸尾 7 号線及び中ノ谷 8 号線は、従来から当該地区住民の生活道路として利用されているものであります。

中鶴 7 2 号線は、県道直方水巻線歩道整備に伴い、市道中鶴 5 3 号線の振り替えを図るものであります。

次に、第 47 号議案市道路線の変更についてご説明いたします。

今回、変更の議決を得るために提案されております市道は、中鶴グラウンド対面の浄花町側の堤防に位置する中鶴53号線、旧消防署跡地横に位置する唐戸1号線及び旧中間市社会福祉センター跡地北側に位置する城丸1号線、城丸2号線、城丸4号線の5路線であります。

中鶴53号線は、県道直方水巻線歩道整備に伴い、市道の一部が県道に包含されるものであります。

唐戸1号線は、仮屋小牟田線道路拡幅工事と同時に既存道路の延長を行い地域住民の利便性を図るものであります。

城丸1号線、2号線、4号線は、県道犬王古月線の道路改良工事に伴い、道路拡幅部分に市道の一部が包含されるものであります。

以上、3件につきまして審査の後、採決いたしましたところ、いずれも全員の賛成をもちまして、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

何とぞよろしくご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長の報告といたします。

議長（岩崎 三次君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

討論なしと認めます。

これより第45号議案から第47号議案までの市道路線3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第45号議案中間市道路線の廃止についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

全員起立であります。よって、第45号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第46号議案中間市道路線の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

全員起立であります。よって、第46号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第47号議案中間市道路線の変更についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

全員起立であります。よって、第47号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

.....

日程第17．議員提出議案第2号

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第17、議員提出議案第2号を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

ご異議なしと認めます。よって、本案については、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第2号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第2号中間市議会の議員の定数を定める条例を起立により採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

全員起立であります。よって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

.....

日程第18 . 請願第1号

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第18、請願第1号固定資産税減免に関する請願取り下げの件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付してありますように、請願者より請願取り下げ申請書が提出されました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております請願第1号固定資産税減免に関する請願取り下げの件については、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

ご異議なしと認め、よって、請願第1号固定資産税減免に関する請願取り下げの件は、これを承認することに決しました。

.....

日程第19 . 意見書案第15号

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第19、意見書案第15号「国民の健康、食品の安全性を確保」するための意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

以前にも同じような趣旨の意見書が提出されましたが、「国民の健康、食品の安全を確保」するための意見書（案）でございます。

日本で発生したBSE問題は、生産者に大きな衝撃を与えるとともに、消費者にも大きな不安を与えました。さらに、その後の牛肉等の偽装表示問題は、食品の安全や表示制度に対する大きな不信と不安を消費者に与えています。

また、日本食品、日本フードによる税金の詐取事件により、国内には「食」に対する大きな不信と怒りが渦巻いています。

こうした中で、現在、政府や国会等で、食品の安全にかかわる包括的な法律（「食品安全新法」）の制定や、新しい行政組織の検討が行われています。

私たちは、今日的な食品安全の社会システムづくりを求める立場から、これらが積極的に促進されることを強く願うものです。

中でも、輸入農産物からの基準を超える残留農薬等の検出は、安全性確保の体制整備が急務となっていることを示唆しています。一部とは言え、流通や食品業界のモラルの低さ

が指摘されている中、命をはぐくむ「食」の安全性が確保されなければ、子孫の代に禍根を残すことになる懸念せざるを得ません。

よって、中間市議会は、政府に対し、国民の健康と食品の安全性を確保するため、下記の事項を推進することを強く求めます。

記、1、「国民の健康」と「食品の安全性を確保」することを目的とした包括的な法律（「食品安全新法」）の制定を行うこと。2、生産振興から独立した食品安全行政組織を新設すること。3、「リスク分析」システム、消費者の参加・情報公開などのリスクコミュニケーションの確立に基づき、現行の食品衛生法の抜本的な改正と運用強化を図ること。4、食品表示制度については、消費者の知る権利の観点から、総合的、一元的に見直すこと。

以上、4点、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

議員各位のご賛同を得ますよう、よろしくご審議お願いいたします。ありがとうございました。

議長（岩崎 三次君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第15号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第15号「国民の健康、食品の安全性を確保」するための意見書を起立により採決いたします。

この意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

全員起立であります。よって、意見書案第15号は原案のとおり可決されました。

.....

日程第20．意見書案第16号

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第20、意見書案第16号「金融アセスメント法」の制定を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第16号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第16号「金融アセスメント法」の制定を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、現案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

全員起立であります。よって、意見書案第16号は、原案のとおり可決されました。

.....

#### 日程第21．会議録署名議員の指名

議長（岩崎 三次君）

これより日程第21、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において中家多恵子さん及び杉原茂雄君を指名いたします。

.....

議長（岩崎 三次君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。よって、平成14年第3回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午後0時35分閉会

.....

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長            岩   崎   三   次

議 員            中   家   多 恵 子

議 員            杉   原   茂   雄